

令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験におけるQ & A

選考試験について



Q 後期選考試験とはどのような試験ですか。

A 後期選考試験は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校教員を志願する他県の現職教員を対象とした試験と、高等学校、特別支援学校教員を志願する教職経験者を対象とした試験となります。なお、対象となる教職経験の期間は、いずれも正規教員として勤務した期間（休職、育児休業等の期間を除く。）に限ります。後期選考試験の詳細は、8月下旬に公表予定の「後期選考試験志願要項」で確認してください。



Q 他県現職教員は試験を2回受験できますか。

A できません。

小学校、中学校教員の志願者は、前期選考試験と後期選考試験のどちらかを選べますが、重複しての受験申込みはできません。

養護学校教員の志願者は、前期選考試験のみを実施します。

高等学校、特別支援学校教員の志願者は、現職教員を対象とした選考試験は後期選考試験でのみ実施します。なお、前期選考試験で一般試験を受験することはできますが、前期選考試験と後期選考試験を重複して申込みすることはできません。



Q 特別支援学校教員は特別支援学校教諭の普通免許状のみで受験することはできますか。

A できません。

特別支援学校教員を志願する場合、志願する領域（視・聴・知肢病）に対応する特別支援学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭普通免許状と、小学部を受験する場合は小学校教諭普通免許状、中学部を受験する場合は志願する教科の中学校教諭普通免許状、高等部を受験する場合は志願する教科の高等学校教諭普通免許状が必要です。



前期第1次選考試験について



Q 筆記試験や面接試験等の詳しい日程や内容を教えてください。

A 試験当日の日程や持参品等、試験についての詳細は7月4日までにマイページに通知する受験票、実施要項に記載しますので、各自でご確認ください。



教職経験者特別選考・現職教員特別選考について



Q 受験資格に当該教職経験と同一の試験区分とありますが、例えば高等学校教員として採用され、特別支援学校での勤務経験がある場合、特別支援学校教員を特別選考で受験することはできますか。

A 教職経験者特別選考及び現職教員特別選考では、実際に勤務した学校種や教科における勤務経験を教職経験とみなします。そのため、高等学校教員として採用され、特別支援学校での勤務経験がある場合は、特別支援学校教員を特別選考で受験することが可能です。また、高等学校教員として採用されても、高等学校での勤務経験が無い場合は、高等学校教員を特別選考で受験することはできません。



Q 他県で正規教員として採用され、現在、教育委員会や図書館、スポーツ施設など、学校以外で勤務している場合は、現職教員特別選考を受験することはできますか。

A 現職教員特別選考は、出願締切日時点において、他の都道府県の国公立学校又は私立学校で現に勤務している方が対象となります。そのため、学校以外の施設等で勤務している場合は、現職教員特別選考を受験することはできません。





Q 講師（非正規）の経験しかありませんが、現職教員特別選考や教職経験者特別選考を受験することはできますか。

A できません。現職教員特別選考及び教職経験者特別選考の対象となる教職経験の期間は、いずれも正規教員として勤務した期間（休職、育児休業等の期間を除く。）に限ります。なお、後期選考試験についても、講師（非正規）の教職経験のみをもって受験することはできません。



大学等推薦特別選考について



Q 大学等推薦特別選考に申し込みたいのですが、どのようにすればよいですか。

A 大学等特別選考は、大学等の学長の推薦が必要となっています。志願者が提出する書類の外、必要な書類は大学等から直接提出していただくこととしています。

申込みを希望する方は、各大学等の担当者にご相談ください。

また、令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験から、推薦枠の上限はありません。



社会人特別選考について



Q 社会人特別選考で、小学校（英語）に申し込みたいのですが、特別免許状が発行された場合、小学校の全ての教科を指導できるのですか。

A 本特別選考の小学校（英語）の区分で合格した場合、小学校において英語のみが指導できる特別免許状が発行されるため、他の教科を指導することはできません。ただし、道徳、特別活動、総合的な学習の時間（英語に関する事項）については、指導することができます。

免許に関することについては、義務教育課免許学事係にお問い合わせください。



大学3回生等特別選考について



Q 大学3回生等特別選考とはどのような特別選考ですか。

A 大学3回生等特別選考は、大学3回生次に前期第1次選考試験を受験して合格し、翌年度の受験時に大学3回生等特別選考（通過者対象）の申請を行うことで、大学4回生次の前期第1次選考試験が免除され、前期第2次選考試験から受験することができる特別選考です。ただし、前期第2次選考試験から受験することができるのは、大学3回生次に受験したときと同じ試験区分です。また、大学3回生等特別選考（通過者対象）の申請ができるのは、大学3回生等特別選考で前期第1次選考試験を合格した翌年度の選考試験のみです。



Q 留年したり、休学したりした場合でも、大学3回生次であれば、大学3回生等特別選考を申請することができますか。

A 大学3回生等とは「大学、大学院、短期大学及び専門学校における標準的な修業年限の最終年次の1年前の年次」であり、留年や休学により標準的な修業年限で大学等を卒業（又は修了）する見込みがない場合は、申請することはできません。



Q 大学3回生等特別選考で受験して前期第1次選考試験に合格した場合でも、翌年度に大学等推薦特別選考を申請することはできますか。

A 大学3回生等特別選考で前期第1次選考試験に合格した場合でも、翌年度に大学等推薦特別選考を申請することができます。

ただし、特別選考を重複して申請することはできないため、大学等推薦特別選考を申請した場合、大学3回生等特別選考（通過者対象）の申請を行うことはできません。

なお、大学院修士課程進学者の特例措置は、大学3回生等特別選考（通過者対象）で合格した場合は申請できますが、大学等推薦特別選考で合格した場合は申請できません。



加点について（前期選考試験）



Q 加点の願い出を考えていますが、加点対象の資格等は、いつまでに取得しておかなければなりませんか。

A 加点の対象となる実績、資格及び免許は、出願締切日（5月30日）までに取得する必要があります。なお、出願締切日までに取得することができる場合であっても、その証明書類を出願締切日までに提出できなければ、加点の願い出は認められません。



Q 自分が願い出た加点が認められたかどうかについて教えていただきたいのですが。

A 願い出た加点の結果は、合格発表後の郵送または口頭による試験結果の開示請求により知ることができます。なお、郵送または口頭による開示請求については、志願要項「16 前期選考試験結果の開示請求」をご確認ください。



Q 前期第1次選考試験の全てを免除される場合であっても加点を願い出ることができますか。

A 願い出ることができます。必要な書類を受験申込受付期間内に提出してください。なお、前期第2次選考試験の筆記試験当日に原本の確認を行うので持参してください。（志願要項12（1）ア参照）



Q 私は現在大学4回生です。卒業時に免許状が発行されるのですが、取得見込みの免許状は加点の対象となりますか。

A 令和7年5月31日以降に取得予定の免許状や資格等については加点の対象とはなりません。免許状だけではなく資格等も含めて、令和7年5月30日の時点で取得していることが加点の条件となっています。



受験申込システムについて



Q ドメイン指定のメール受信に設定しており、メールが届きません。メールアドレスを教えてください。

A 愛媛県採用試験受験申込システムから送信するメールアドレスは ehime@mail.axol.jp です。



受験申込システムについて



Q さまざまなボランティア活動をしていたのですが、本申込みでは1分野しか入力できません。どうすればいいですか。

A 複数あるボランティア経験の中でも特に力を入れて取り組んだ分野を選んでください。なお、どうしても他の分野についても触れたい場合は、文章記入欄で説明してください。



Q 中等教育学校を卒業したのですが、学歴の入力はどのようにすればいいですか。

A 高等学校入学年度を入力する箇所については、中等教育学校後期課程の開始年度を入力してください。



Q 「受験資格の登録フォーム」で、年齢に関する受験資格の選択を誤り、受験資格がないと表示され、修正できなくなりました。どのようにすればよいですか。

A 年齢に関する受験資格の選択を誤り、受験資格がないと表示されたIDは使用できませんので、もう一度IDとパスワードを取り直して、申込み手続きを行ってください。



提出書類について



Q 現在、他県で現職教員をしており、現職教員特別選考を申請しようと思っているのですが、在職証明書は勤務校の校長の証明でかまいませんか。

A 在職証明書の証明は学校長ではなく、任命権者の証明が必要です。そのため、国公立大学附属学校にあつては学長、公立学校にあつては都道府県及び政令指定都市の教育委員会、私立学校にあつては学校法人の代表者である理事長の証明を受けてください。



Q 現在、他県で現職教員をしており、4年目になります。以前は、別の県で教員（正規採用）をしていました。現職教員特別選考を申請する場合、以前に勤めた県の在職証明書も必要ですか。

A 同一県で2年以上の教職経験があるので、必要ありません。在職証明書は、特別選考の受験資格について確認するために提出していただいております。したがって、特別選考の受験資格を満たしていることを証明するに足る在職証明書のみご提出ください。



試験場所について



Q 松山会場と大阪会場で、試験方法、試験内容に差はありますか。

A 会場が異なっても、試験方法、試験内容に差はありません。



受験申し込みシステム、提出書類の内容修正について



Q 受験申し込みシステムに入力した内容や提出書類の内容を修正したいのですが、どのようにすればよいですか。

A 県ホームページから申込み内容修正依頼書をダウンロードし、修正したい部分等、必要箇所を記入し、以下の宛先に送付してください。

(送付先)

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

【小学校教員、中学校教員及び養護教員志願者】

愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 宛

(電話(089)912-2942)

【高等学校教員、特別支援学校及び栄養教員教員志願者】

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 宛

(電話(089)912-2952)

なお、封筒の表に「申込み内容修正依頼書在中」と朱書してください。



欠席連絡等について



Q 出願後に辞退する場合はどのような手続きが必要ですか。

A 欠席者は辞退者として取り扱うため、辞退の連絡は特に必要ありません。ただし、出願の取り下げを行わず前期選考試験を欠席した場合は、後期選考試験の申込みを行うことはできません。出願の取り下げについては、志願要項「11 前期選考試験受験申込みの手続」を参照してください。



小学校体育専科教員の選考について



Q 小学校体育専科教員を志願する場合、どの試験区分に出願すればよいのですか。

A 小学校体育専科教員は、中学校教員の試験区分（保健体育）の志願者から選考されますので、前期又は後期選考試験の中学校教員の試験区分（保健体育）に出願してください。



Q 小学校体育専科教員としての任用の希望は、いつ申請すればよいのですか。

A 小学校体育専科教員として任用希望がある場合は、出願時に申請してください。あわせて、小学校専科教員と中学校教員の希望順についても選択してください。



Q 小学校体育専科教員を志願する場合、特別選考を申請することはできますか。

A それぞれの特別選考における資格要件等を満たしている場合、申請することができます。



Q 現在、大学4年生です。大学3回生等特別選考を受験し、合格しているのですが、次年度の選考試験で、小学校体育専科教員を希望することはできますか。

A 前年度、中学校教員の試験区分（保健体育）で受験し、合格している方は希望することができます。



Q 小学校体育専科教員として任用された場合、小学校では、体育の授業だけ担当するのですか。

A 小学校では、体育の指導を専門に行います。道徳や特別活動の授業を担当し、学級担任となる場合もあります。総合的な学習の時間については、体育に関する事項のみの担当です。

